

社会福祉法人三恵会行動計画（一体型）

（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法）

職員が仕事と子育ての両立を図ることができ、女性職員のみならず全職員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2、内 容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする

男性職員・・・計画期間内に1人以上取得すること

女性職員・・・取得率を100%とすること

<対策>

（次世代育成支援対策推進法）

- ・育児・介護休業法等に基づく諸制度を職員に周知させる（令和7年4月～）
- ・チラシ等を掲示し、育児休業取得の促進を行う（令和7年10月～）

目標2 施設毎の職員の時間外・休日労働時間の平均を毎月8時間未満にする

<対策>

（次世代育成支援対策推進法）

（令和7年4月～）

- ・職員の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況把握（毎年4月）
- ・時間外・休日労働が多い施設に個別に働きかける

目標3 年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間10日以上にする

<対策>

（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法）

（令和7年4月～）

- ・年次有給休暇の取得状況の把握（毎年4月）
- ・チラシ等を掲示し、有給休暇取得の促進を行う
- ・可能な部署においては勤務表に組み込む

目標4 管理職（部門長以上）に占める女性割合を35%以上にする

<対策>

（女性活躍推進法）

（令和7年4月～）

- ・管理職候補の女性に重要ポストを経験させる等、意欲的な育成の実施
- ・会議・委員会等に女性をメンバーとして参加させ、責任ある役割を経験させる

